

千葉県総合評価方式（試行）ガイドライン (建設工事に係る業務委託)

令和6年4月

千葉県

目 次

1 建設工事に係る業務委託の総合評価方式の意義 -----	1	
2 建設工事に係る業務委託の総合評価方式の概要 -----	2	
(1) 総合評価方式の定義 -----	2	
(2) 千葉県における業務委託の発注方式 -----	2	
3 総合評価方式の実施方針 -----	4	
(1) 総合評価方式の型式の選定 -----	4	
(2) 総合評価方式による落札者の決定について -----	6	
(3) 評価方法 -----	6	
4 実施手順 -----	7	
5 実施手順ごとの解説 -----	8	
6 評価項目・配点など -----	11	
(1) 評価項目配点一覧表 【土木設計業務】 -----	11	
(2) 評価項目及び評価基準の詳細 【土木設計業務】 -----	12	
【企業の評価】		
(ア) 企業の資格・実績 -----	12	
(イ) 地域精通度 -----	12	
(ウ) 地域貢献度 -----	13	
(エ) 信頼性 -----	13	
【配置予定技術者の評価】		
(オ) 管理技術者 -----	13	
(カ) 照査技術者 -----	16	
(キ) 担当技術者 -----	18	
【実施方針】 -----		19
【技術提案】 -----		20
実施方針 及び 技術提案の配点-----	21	
(3) 評価項目配点一覧表 【建築設計業務】 -----	22	
(4) 評価項目及び評価基準の詳細 【建築設計業務】 -----	23	
【企業の評価】		
(ア) 企業の資格・実績 -----	23	
(イ) 地域精通度 -----	23	
(ウ) 信頼性 -----	24	
【配置予定技術者の評価】		
(エ) 管理技術者 -----	24	

(才) 主任担当技術者（総合）	26
(力) 主任担当技術者（構造）	28
(キ) 主任担当技術者（電気）	30
(ク) 主任担当技術者（機械）	32
 【実施方針】	34
【技術提案】	35
実施方針 及び 技術提案の配点	36
 7 技術審査	37
8 学識経験者の意見聴取	38
9 契約後の措置	39
10 情報公開について	39
11 その他	40
入札参加者の提出様式（参考）【土木設計業務】	41
入札参加者の提出様式（参考）【建築設計業務】	42
評価値の算出例（参考）	43

1 建設工事に係る業務委託の総合評価方式の意義

公共工事に関する業務委託は、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が発生するおそれがあるとともに、団塊世代の技術者の大量退職などにより、成果品の品質低下に対する懸念が高まっている。

このような背景を踏まえ、公共工事の品質確保・向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という）」が平成17年4月に施行された。同法では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして、総合評価方式の適用を掲げている。さらに、令和元年6月には、品確法が改正され、公共工事に関する調査及び設計の品質についても、その品質が確保されるようにしなければならないことが規定された。

同法改正の背景・必要性として、『全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務であること』、『「働き方改革関連法」の成立により、建設業界においても長時間労働のは是正（建設業は令和6年4月から時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定される）や処遇改善といった働き方改革の促進が急務であること』、『建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務であること』、『公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割であること』が挙げられている。

改正品確法はその理念、責務を記し、受・発注者が共に、品質確保、業務環境改善等を進めていくことを求めており、受・発注者にとって活用しやすい総合評価方式となるような取組を進める必要がある。

公共事業における品質確保とともに、公平性、透明性の確保の観点も踏まえ、本県では、建設工事に係る業務委託（以下、「業務委託」という）において、令和4年度から土木設計業務、令和6年度から建築設計業務を対象として総合評価方式を試行導入し、本格運用を目指すものである。

本ガイドラインは、千葉県国土整備部において、業務委託における総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施することを目的に、落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたものであり、試行期間における実績を踏まえ、必要に応じて改定を行っていくものである。

また、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札公告文等の記載によるものとする。

2 建設工事に係る業務委託の総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式の定義

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式である。

(2) 千葉県における業務委託の発注方式

業務委託の発注方式は、発注する業務の内容・特性を踏まえ、以下のとおり選定する。

ア プロポーザル方式

<土木設計業務>

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる業務

<建築設計業務>

文化性、創造性、記念性や象徴性、芸術性及び高度の専門的技術が求められる業務

イ 総合評価方式

<土木設計業務>

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

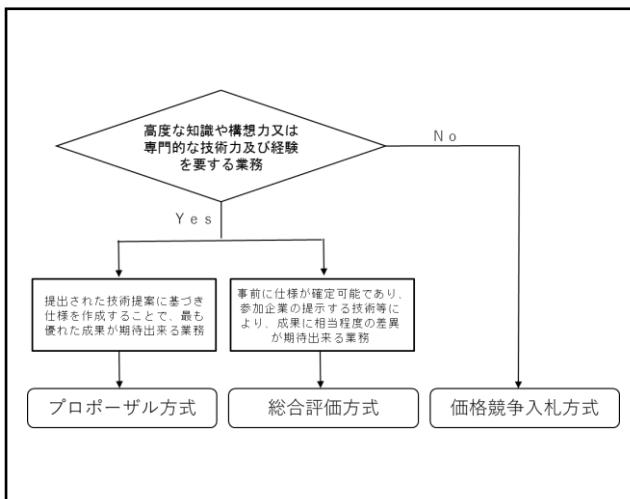
<建築設計業務>

企業や技術者の能力により、品質の高い成果を求める業務で、技術的工夫の余地が大きい業務

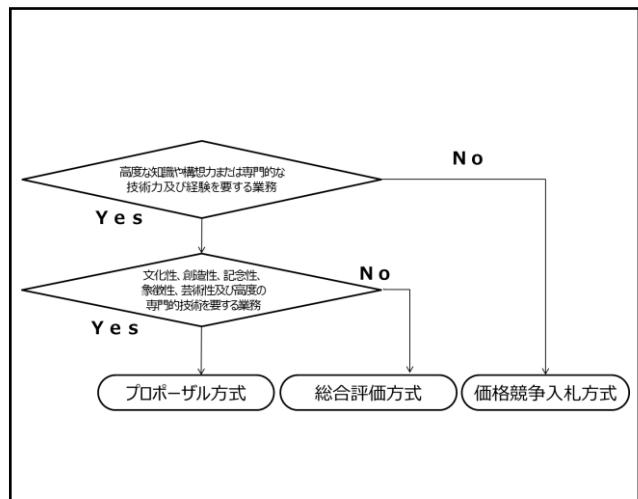
ウ 価格競争入札方式

<土木設計業務、建築設計業務>

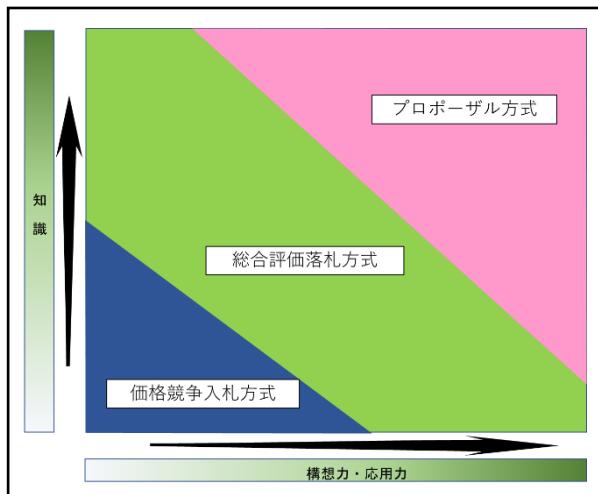
上記ア、イの方式によらない場合において、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務



<土木設計業務>発注方式にかかる選定フロー



<建築設計業務>発注方式にかかる選定フロー



斜め象限図

3 総合評価方式の実施方針

建設工事に係る業務委託の総合評価方式の試行は、業務に必要な適切かつ確実な業務履行能力をもつ企業が履行することにより、その業務品質をより高めることが図られる業務を対象とし、県土整備部が発注する業務において実施していくこととする。

対象は原則とし次の要件をすべて満たす業務のうち、所属長が必要と認めた業務とする。

設計金額：500万円以上（税込）

対象業種：土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務

対象型式：標準型・簡易型・特別簡易型 ((1)総合評価方式型式の選定 参照)

(1) 総合評価方式の型式の選定

総合評価方式の型式は、標準型・簡易型・特別簡易型の3つの型式から選定する。

ア 標準型

客観評価項目に加え、業務の実施方針と併せて業務内容に応じた具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質の向上が期待できる業務は標準型とする。

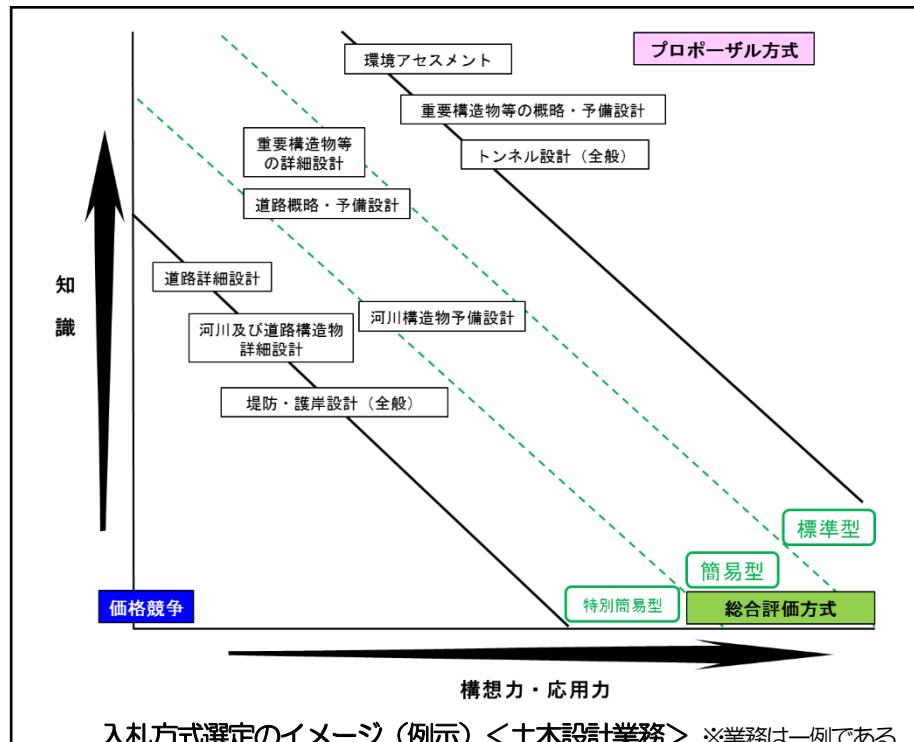
イ 簡易型

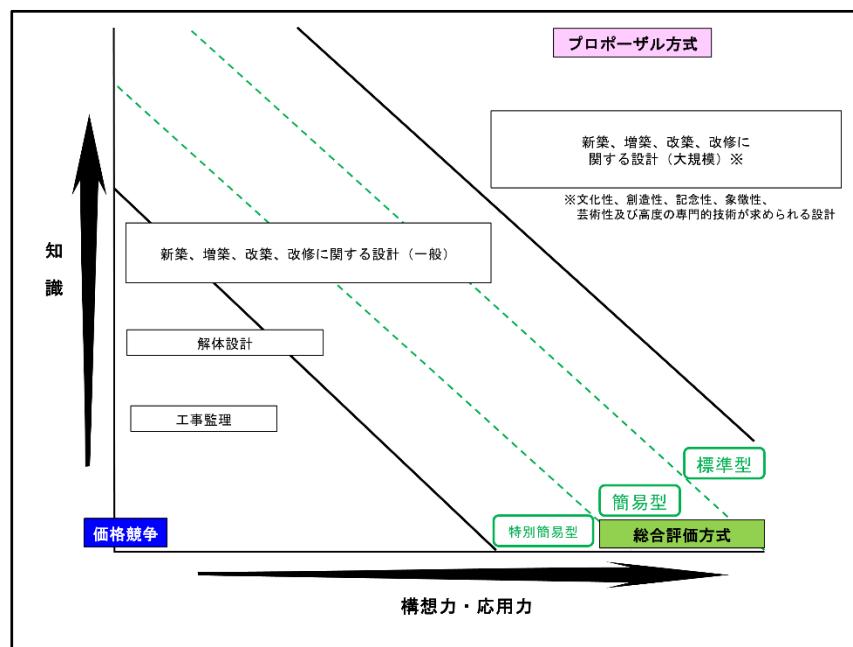
客観評価項目に加え、当該業務の履行に必要な実施方針を求めて、品質の向上が期待できる業務は簡易型とする。

ウ 特別簡易型

客観評価項目として、企業・配置予定技術者の経験・能力及び企業の社会性・信頼性を評価することにより品質の向上が期待できる業務は特別簡易型とする。

型式設定にあたって以下の入札方式選定のイメージ（例示）を参照すること。





入札方式選定のイメージ（例示）<建築設計業務> ※業務は一例である

(2) 総合評価方式による落札者の決定について

総合評価方式による落札者は、入札参加者のうち、次の要件をすべて満たす者の中から決定する。

- ① 入札公告文に記載された入札参加資格を満たしていること
- ② 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- ③ 価格以外の評価を行うために必要な技術資料を提出していること
- ④ 入札金額と提出された技術資料により、評価値を算出し、評価値の最も高い者^{※2}
(ただし、入札価格が調査基準価格^{※1}を下回ったものは、「建設工事等に係る業務委託の低入札価格調査試行実施要領」で定めている低入札価格調査報告書等の提出により、履行が出来ると判断された者)

※1 調査基準価格については、「建設工事等に係る業務委託の低入札価格調査試行実施要領」を参照のこと

※2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 評価方法

総合評価の方式は加算方式とし、入札価格に基づいて算定した「価格評価点」に、入札参加者から提出された技術資料を基に算定した「技術評価点」を加えて「評価値」を求め「評価値」が最も高い者を落札者に決定する。

- ① 評価値の算出方法 (P43の「評価値の算出例（参考）」も参照すること。)
$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(価格評価点及び技術評価点は、小数点第3位まで算出(第4位以下切捨)する。)
- ② 価格評価、技術評価の配分点および比率
各型式の価格及び技術評価の比率は以下のとおり設定する。

型 式 名 (比率:価格評価:技術評価)	(A)価格評価 配分点	(B)技術評価 配分点	技術評価点の配点			
			客観項目点*	実施方針点	技術提案点	(C)配点合計*
標準型 (1:2.0)	50点	100点	50点	25点	25点	100点
簡易型 (1:1.5)	50点	75点	50点	25点	—	75点
特別簡易型 (1:1.0)	50点	50点	50点	—	—	50点

*客観項目点及び(C)配点合計は業務ごとに異なる(選択項目があるため)

- ③ 価格評価点の算出
$$\text{価格評価点} = (\text{A})\text{価格評価配分点} \times (1 - \text{入札価格}/\text{予定価格}(\text{税抜き}))$$

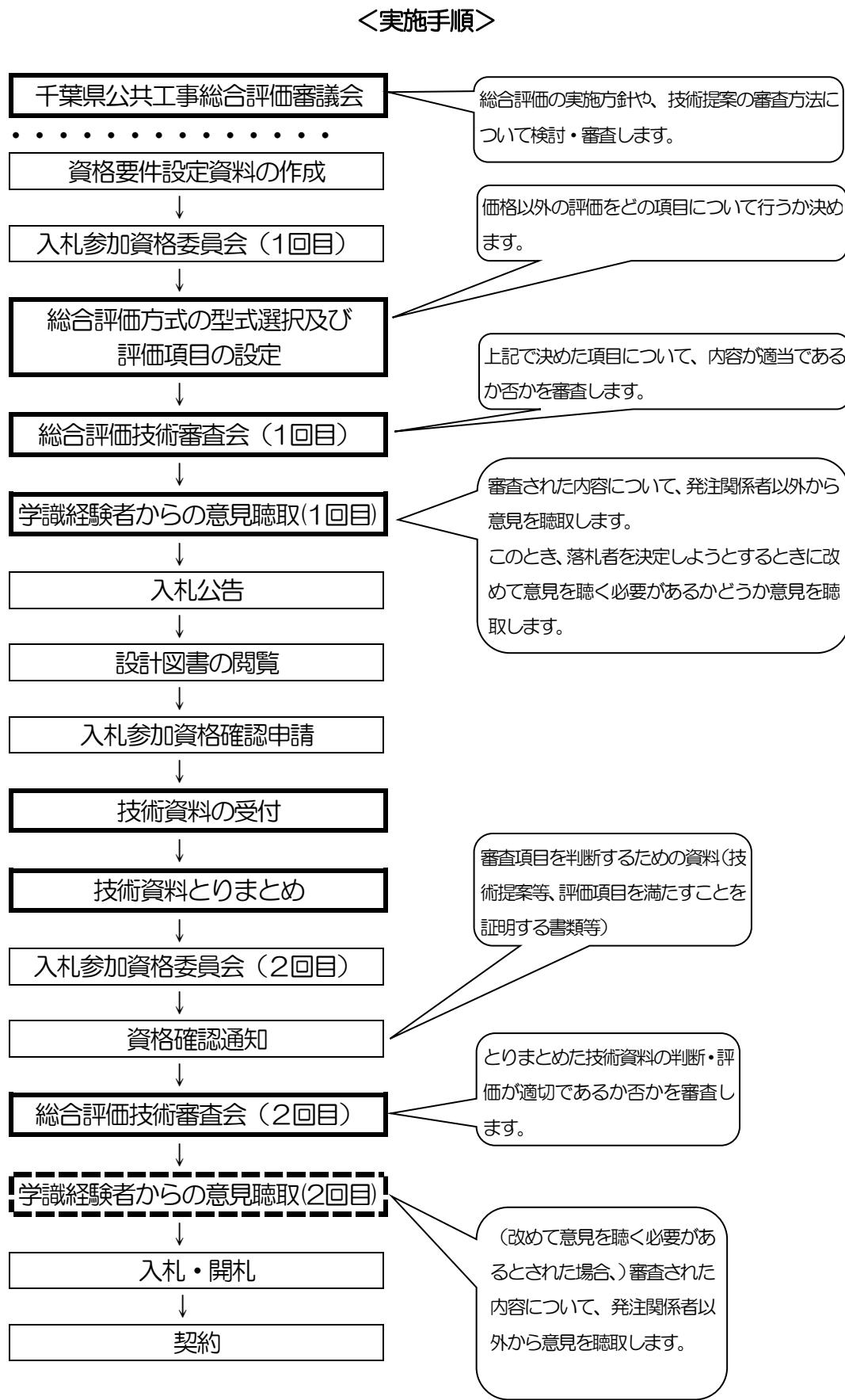
なお、入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、入札価格を調査基準価格と読み替えて価格評価点を算出する。
- ④ 技術評価点の算出
$$\text{技術評価点} = (\text{B})\text{技術評価配分点} \times \text{得点合計}/(\text{C})\text{配点合計}$$

③、④の算出にあたり、以下は固定値である。

(A)価格評価配分点: 50点

(B)技術評価配分点: 特別簡易型=50点、簡易型=75点、標準型=100点

4 実施手順



太枠は総合評価方式に係る事務

5 実施手順ごとの解説

(1) 資格要件設定資料の作成及び入札参加資格委員会（1回目）

- ・入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で決定する。

(2) 総合評価方式の型式選択及び評価項目の設定

ア 型式選択

- ・業務委託に関する総合評価方式は「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」の3つの型式いずれかで実施する。（型式の詳細は、P4「(1) 総合評価方式の型式の選定」参照）

イ 評価項目の設定

＜土木設計業務＞

（P11「評価項目配点一覧表」、P12～「評価項目及び評価基準の詳細」参照）

＜建築設計業務＞

（P22「評価項目配点一覧表」、P23～「評価項目及び評価基準の詳細」参照）

- ・評価項目は、入札参加資格要件、業務内容、業務規模、業務環境などを考慮し、業務に最も適した評価項目を設定する。

ウ 評価方法、評価基準の設定

- ・技術提案等などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準（案）とする。

(3) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（1回目）

- ・落札者決定基準（案）について、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査し、学識経験者から意見を聴取する。
- ・学識経験者からは、2回目の意見聴取（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかについての意見も聴取する。
- ・学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。

(4) 入札公告

- ・落札者決定基準（価格以外の評価項目、評価基準）を入札公告に明示し、公告する。

(5) 設計図書の閲覧

- ・入札公告に記載のとおりとする。

(6) 入札参加資格確認申請

- ・入札公告に記載のとおりとする。

(7) 技術資料の受付

- ・入札公告で求めた技術資料は、県土整備部技術管理課ホームページに示す最新の様式にて、入札公告に定められた方法により提出し、発注担当機関で受付する。

(8) 技術資料の取りまとめ

- ・提出された技術資料は取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。

(9) 入札参加資格委員会（2回目）

- ・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。

（委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。）

(10) 資格確認通知

- ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

(11) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（2回目）

- ・技術評価（案）について、技術審査会で審査し、学識経験者から意見を聴取する。
なお、学識経験者の意見聴取については、1回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聞く必要があるとされた場合に限り実施する。

(12) 入札

- ・入札を実施する。

(13) 開札

- ・評価値は、「価格評価点」と「技術評価点」を加算して算出する。

（P6（3）評価方法 参照）

- ・落札者の決定については、入札参加の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。（P6（2）総合評価方式による落札者の決定について 参照）
＊評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

【用語について（試行中に限る）】

1 企業・配置予定技術者の実績

○業務内容とは

千葉県測量等入札参加業者資格者名簿の「業務内容名」に記載された業務をいう。
例：「道路」「河川・砂防及び海岸」・・・等

○同種業務とは

業務を実施するための諸条件や業務実施内容が、発注する業務と概ね同様な業務。

○類似業務とは

発注する業務に求める成果を概ね得られることが類推できる業務。

なお、同種・類似業務については、発注する業務内容を考慮し適切に設定したうえで、入札公告に記載する。

○国等とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とする。

○県等とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。

2 千葉県所掌業務とは

千葉県所掌業務の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。

3 配置予定技術者

<土木設計業務>

当該業務における管理技術者、照査技術者、担当技術者をいう。

<建築設計業務>

当該業務における管理技術者、各主任担当技術者をいう。

4 その他

○本ガイドラインにおける過去〇か年度間は、次のとおりとする。

令和6年度に入札公告する場合

過去2か年度間 … 令和4年度～令和5年度

過去3か年度間 … 令和3年度～令和5年度

過去4か年度間 … 令和2年度～令和5年度

過去10か年度間 … 平成26年度～令和5年度

6 評価項目・配点など

凡例 ◎：必須項目 ○：選択項目

(1) 評価項目配点一覧表【土木設計業務】※企業及び配置予定技術者の評価は全ての型式で共通の項目・配点である。

区分	項目	項目別配点	細目	選択区分	細目別配点 (全型式共通)	対象区分	配点
企業の評価	(ア) 企業の資格・実績	9	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	4	国・県等の同種業務の実績(5件) 国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件) その他の実績 又は 実績なし	4 2 0
			2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点	◎	0 ~ 5	78点以上 76点以上78点未満 74点以上76点未満 65点以上74点未満 又は 成績なし	5 3 1 0
	(イ) 地域貢献	4	1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無	○	4	千葉県内に本店あり 千葉県内に支店(営業所)あり 〃 なし	4 2 0
			2 災害協定の締結「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」および協定に基づく活動実績	○	4	協定に基づく活動実績あり 千葉県との業務協定の締結あり 〃 なし	4 2 0
	(エ) 信頼性	0	1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為	◎	0 ~ -2	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり 過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり なし	-2 -1 0
配置予定技術者の評価	(オ) 管理技術者	22.5	1 技術者資格(技術士、RCCM等)	◎	4	技術士等の資格を保有 RCCM等の資格を保有 上記以外	4 2 0
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	6	国・県等の同種業務の実績 国・県等の類似業務の実績 その他の実績 又は 実績なし	6 3 0
			3 継続教育(CPD)の取組状況	◎	1	あり なし	1 0
			4 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)	◎	0 ~ 7.5	78点以上 76点以上78点未満 74点以上76点未満 65点以上74点未満 又は 成績なし	7.5 5 2.5 0
			5 手持ち業務量の状況	◎	2	手持ち業務量0~6件 〃 7件以上	2 0
			6 配置予定技術者の過去4年間の同地域での業務実績	◎	2	国・県の実績 その他の実績 又は 実績なし	2 0
	(カ) 照査技術者	7.5	1 技術者資格(技術士、RCCM等)	○	2	技術士等の資格を保有 RCCM等の資格を保有 上記以外	2 1 0
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者としての実績)	○	2	国・県等の同種業務の実績 国・県等の類似業務の実績 その他の実績 又は 実績なし	2 1 0
			3 継続教育(CPD)の取組状況	○	1	あり なし	1 0
			4 千葉県所掌の業務委託における 過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての成績の平均点)	○	0 ~ 2.5	78点以上 76点以上78点未満 74点以上76点未満 65点以上74点未満 又は 成績なし	2.5 1.5 0.5 0
	(キ) 技術担当者	3	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	○	3	国・県等の同種業務の実績 国・県等の類似業務の実績 その他の実績 又は 実績なし	3 1.5 0
合計(技術評価点)					50点 25点 25点 25点 25点	P19.21参照 (標準型・簡易型で適用) P20.21参照 標準型:100点 簡易型:75点 特別簡易型:50点	

※必須項目については、業務の特性を踏まえ求めることが不適当である場合は適用しないことができる。

(2) 評価項目及び評価基準の詳細【土木設計業務】

【企業の評価】

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

(ア) 企業の資格・実績

評価項目	評価基準										
1 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務を完了した実績により評価する。 (3) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>国・県等の同種業務の実績(5件)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	4	国・県等の同種業務の実績(5件)	2	国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)	0	その他実績又は実績なし		
配点	対象区分										
4	国・県等の同種業務の実績(5件)										
2	国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)										
0	その他実績又は実績なし										
2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点 (小数点第2位以下切捨て) (1) 千葉県所掌の土木関係建設コンサルタント業務において、過去2か年度間に完了した最終業務委託料3百万円以上の業務成績の平均点(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 (2) 業務成績の対象は、単年度業務のみだけではなく、複数年度にまたがる業務も含まれる。なお、業務成績は委託業務検査結果通知書の年月日が属する年度で集計する(発注年度ではない)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td><td>78点以上</td></tr> <tr> <td>3</td><td>76点以上 78点未満</td></tr> <tr> <td>1</td><td>74点以上 76点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 74点未満 成績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	5	78点以上	3	76点以上 78点未満	1	74点以上 76点未満	0	65点以上 74点未満 成績なし
配点	対象区分										
5	78点以上										
3	76点以上 78点未満										
1	74点以上 76点未満										
0	65点以上 74点未満 成績なし										

(イ) 地域精通度

評価項目	評価基準								
1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無 (1) 千葉県内における本店もしくは支店(営業所)の有無を評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>千葉県内に本店あり</td></tr> <tr> <td>2</td><td>千葉県内に支店又は営業所あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>千葉県内に支店又は営業所なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	4	千葉県内に本店あり	2	千葉県内に支店又は営業所あり	0	千葉県内に支店又は営業所なし
配点	対象区分								
4	千葉県内に本店あり								
2	千葉県内に支店又は営業所あり								
0	千葉県内に支店又は営業所なし								

(ウ) 地域貢献度

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
	配点	対象区分
1 災害協定の締結「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」	4	千葉県との業務協定に基づく活動実績あり
(1) 入札公告の前日の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」の締結を対象とする。	2	千葉県との業務協定の締結あり
(2) 過去4か年度間の当該協定に基づく災害活動の有無を評価する。	0	なし
(3) 協定の締結している団体に所属していることを確認する。		
(4) 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」の締結と関係しない業務については、設定しないことができる。		

(エ) 信頼性

評価項目	評価基準	
	配点	対象区分
1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為		〈不誠実な行為〉
(1) 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。（事故によるものは除く）	-2	過去2年間に指名停止あり
文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書注意日を対象とする。（事故によるものは除く）	-1	過去1年間に文書注意あり
(2) 千葉県所掌業務における営業停止については、指名停止に準じて評価する。	0	なし

【配置予定技術者の評価】

(オ) 管理技術者

評価項目	評価基準	
	配点	対象区分
1 技術者資格（技術士、RCCM等）		
(1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。	4	技術士（〇〇科目）等
(2) 資格者証の写しを提出する。	2	RCCM（〇〇部門）等
(3) 評価の対象は、発注者が業務の内容や課題等に応じて設定する部門に限る。なお、部門に加えて科目まで設定することができる。	0	その他の部門（科目）なし
(4) 対象区分の詳細は以下のとおり。 ○技術士等とは、「技術士建設部門一（〇〇科目）、総合技術監理部門一（〇〇科目）、土木学会認定技術者（特別上級、上級）」をいう。 ○RCCM等とは、「RCCM（〇〇部門）、国土交通省登録技術者資格（〇〇施設分野〇〇業務）、土木学会認定技術者（1級）」をいう。		

(才) 管理技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績	配点	対象区分
(1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。	6	国・県等の同種業務の実績あり
(2) 同種又は類似業務の管理技術者として従事し、完了した実績により評価する。	3	国・県等の類似業務の実績あり
(3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。	0	その他実績又は実績なし
(4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。		
(5) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者のみ評価する。		
(6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。		
ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業		
イ. 評価対象に加える期間		
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	
(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。		
通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。		
年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。		
3 継続教育(CPD)の取組状況		
(1) 当該業務の入札要件又は、評価項目に設定した資格に関して、継続教育(CPD)の認定団体の推奨単位の取得について評価する。	配点	対象区分
(2) 該当する各資格の認定団体が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。	1	あり
【土木関係建設コンサルタント業務】 建設系CPD協議会の構成団体 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付)	0	なし
(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。		

(才) 管理技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準										
4 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点 (1) 千葉県所掌の業務委託の土木関係建設コンサルタント業務において、管理技術者として従事し、過去2か年度間に完了した最終業務委託料3百万円以上の業務成績の平均点(小数点第2位以下切捨)により評価する。 (2) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ 評価する。 (3) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td><td>78点以上</td></tr> <tr> <td>5</td><td>76点以上 78点未満</td></tr> <tr> <td>2.5</td><td>74点以上 76点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 74点未満 成績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	7.5	78点以上	5	76点以上 78点未満	2.5	74点以上 76点未満	0	65点以上 74点未満 成績なし
配点	対象区分										
7.5	78点以上										
5	76点以上 78点未満										
2.5	74点以上 76点未満										
0	65点以上 74点未満 成績なし										
休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)										
1年未満	1年										
1年以上2年未満	2年										
年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。											
5 手持ち業務量の状況 (1) 入札公告の前日の時点における、配置予定管理技術者の手持ち業務件数(管理技術者又は担当技術者として従事しているもの)を評価する。 (2) 対象となる業務は、土木関係建設コンサルタント業務とし、入札公告の前日の時点における、当初業務委託料5百万円以上の業務とする。 (3) 現在、受注し担当している業務の一覧表(様式任意)を提出する。 (記載内容は、業務名・発注機関・着手日・完成予定期(工期)を必須とする。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>手持ち業務量0~6件</td></tr> <tr> <td>0</td><td>// 7件以上</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	手持ち業務量0~6件	0	// 7件以上				
配点	対象区分										
2	手持ち業務量0~6件										
0	// 7件以上										
6 配置技術者の過去4年間の同地域での業務実績 (1) 過去4年間の業務実績とは、過去4か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した土木関係建設コンサルタント業務の実績とする。 (2) 同地域とは、県土整備部では原則として、土木事務所の当該管内とする。 (3) 国・県等が発注した土木関係建設コンサルタント業務で、管理技術者又は担当技術者として従事した業務実績を評価する。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>国・県等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	0	その他実績又は実績なし				
配点	対象区分										
2	国・県等の実績										
0	その他実績又は実績なし										

(力) 照査技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準								
1 技術者資格（技術士、RCCM等） (1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。 (2) 資格者証の写しを提出する。 (3) 評価の対象は、発注者が業務の内容や課題等に応じて設定する部門に限る。なお、部門に加えて科目まで設定することができる。 (4) 対象区分の詳細は以下のとおり。 ○技術士等とは、「技術士建設部門一（〇〇科目）、総合技術監理部門一（〇〇科目）、土木学会認定技術者（特別上級、上級）」をいう。 ○RCCM等とは、「RCCM（〇〇部門）、国土交通省登録技術者資格（〇〇施設分野〇〇業務）、土木学会認定技術者（1級）」をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>技術士（〇〇科目）等</td></tr> <tr> <td>1</td><td>RCCM（〇〇部門）等</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他の部門（科目）なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	技術士（〇〇科目）等	1	RCCM（〇〇部門）等	0	その他の部門（科目）なし
配点	対象区分								
2	技術士（〇〇科目）等								
1	RCCM（〇〇部門）等								
0	その他の部門（科目）なし								
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務の管理技術者として従事し、完了した実績により評価する。 (3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。 (5) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者のみ評価する。 (6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>国・県等の同種業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>1</td><td>国・県等の類似業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の同種業務の実績あり	1	国・県等の類似業務の実績あり	0	その他実績又は実績なし
配点	対象区分								
2	国・県等の同種業務の実績あり								
1	国・県等の類似業務の実績あり								
0	その他実績又は実績なし								
休業期間 評価対象期間に加える期間（切り上げ※） 1年未満 1年 1年以上2年未満 2年 2年以上3年未満 3年 (※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。									

(力) 照査技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準																
<p>3 継続教育（CPD）の取組状況</p> <p>(1) 当該業務の入札要件又は、評価項目に設定した資格に関して、継続教育（CPD）の認定団体の推奨単位の取得について評価する。</p> <p>(2) 該当する各資格の認定団体が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付)</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1	あり	0	なし										
配点	対象区分																
1	あり																
0	なし																
<p>4 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点</p> <p>(1) 千葉県所掌の業務委託の土木関係建設コンサルタント業務において、管理技術者として従事し、過去2か年度間に完了した最終業務委託料3百万円以上の業務成績の平均点(小数点第2位以下切捨)により評価する。</p> <p>(2) 管理技術者が途中変更していた場合の評価方法は、管理技術者の業務成績の項目と同様の評価方法とする。</p> <p>(3) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休業期間</th><th>評価対象期間に加える期間(切り上げ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年末満</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>1年以上2年末満</td><td>2年</td></tr> </tbody> </table> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年末満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)	1年末満	1年	1年以上2年末満	2年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5</td><td>78点以上</td></tr> <tr> <td>1.5</td><td>76点以上 78点未満</td></tr> <tr> <td>0.5</td><td>74点以上 76点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 74点未満 成績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2.5	78点以上	1.5	76点以上 78点未満	0.5	74点以上 76点未満	0	65点以上 74点未満 成績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ)																
1年末満	1年																
1年以上2年末満	2年																
配点	対象区分																
2.5	78点以上																
1.5	76点以上 78点未満																
0.5	74点以上 76点未満																
0	65点以上 74点未満 成績なし																

(キ) 担当技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
	配点	対象区分
1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	3	国・県等の同種業務の実績あり
(1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。	1.5	国・県等の類似業務の実績あり
(2) 同種又は類似業務の管理技術者として従事し、完了した実績により評価する。	0	その他実績又は実績なし
(3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。		
(4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。		
(5) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者のみ評価する。		
(6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。		
ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業		
イ. 評価対象に加える期間		
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	
(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。		

【実施方針（標準型）】

標準型に適用

評価項目	評価基準		
1 業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	対象区分	優 適切で優れる
2 実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		良 適切で良好
3 工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		可 適切で可
4 その他	「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。		△ 提出なし、不適格
			評価項目ごとに、上表のとおり評価する。 各項目の評価点の合計をもって、実施方針の点数とする。 ※詳細は21ページ参照

【実施方針（簡易型）】

簡易型に適用

評価項目	評価基準		
1 業務理解度 (課題、着目理由)	業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 課題については、最も重要と考えられる1項目を評価する。なお、複数の課題が記載された場合も評価する課題は、1項目のみとする。	対象区分	優 適切で優れる
2 対応方針	課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		良 適切で良好
3 実施フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		可 適切で可
4 工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		△ 提出なし、不適格
			評価項目ごとに、上表のとおり評価する。 各項目の評価点の合計をもって、実施方針の点数とする。 ※詳細は21ページ参照

各評価項目の評価「提出なし、不適格」について（簡易型・標準型の共通事項）

- ・実施方針が未提出、記載が無い場合又は業務名等の間違いは加点しない。
- ・「業務理解度」「実施手順」「工程計画」「対応方針」「実施フロー」など、いずれかの評価項目で未記載がある場合は、「実施方針」すべてを加点しない。
- ・仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。
- ・業務の目的が理解されておらず、業務理解度、実施フローや工程計画等の妥当性など、各評価項目に対する提案が著しく劣る場合は加点しない。
- ・評価項目（業務理解度等）以外の内容を記載した場合は、加点しない。

「実施方針」を〇点とする場合は以下のとおりとする。（簡易型・標準型の共通事項）

○業務名が異なる。

○A4判1枚を超える記載である。

○記載内容が仕様と異なる（他の業務と見受けられる）。

【技術提案（標準型）】

標準型のみ適用

※着目点に制限をかけない事を基本とするが、課題を提示することも可。

評価項目	評価基準											
1 的確性	<p>(1) 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>(2) 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>(3) 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。（必要の無い場合は考慮しない）</p> <p>(4) 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。（必要の無い場合は考慮しない）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>適切で優れる</td></tr> <tr> <td>良</td><td>適切で良好</td></tr> <tr> <td>可</td><td>適切で可</td></tr> <tr> <td>△</td><td>提出なし、不適格</td></tr> </tbody> </table> <p>評価項目ごとに、上表のとおり評価する。</p> <p>各項目の評価点の合計をもって、技術提案の点数とする。</p> <p>※詳細は21ページ参照</p>		対象区分	優	適切で優れる	良	適切で良好	可	適切で可	△	提出なし、不適格
	対象区分											
優	適切で優れる											
良	適切で良好											
可	適切で可											
△	提出なし、不適格											
2 実現性	<p>(1) 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</p> <p>(2) 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</p> <p>(3) 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。（必要の無い場合は考慮しない）</p> <p>(4) 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。（必要の無い場合は考慮しない）</p>											
各評価項目の評価「提出なし、不適格」について												
<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案が未提出、記載が無い場合又は業務名等の間違いは加点しない。 ・業務の的確性、実現性に著しく欠ける場合や仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 ・提案内容を裏付ける類似実績の明示にあたっては、実績が特定できるように、①TECRIS番号、②業務件名・発注機関名・発注時期・業務内容又は③研究論文名・発表機関名・発表時期・研究内容のいずれかを記載する。なお、明示が無い場合は加点しない。 												

実施方針 及び 技術提案の配点

実施方針の配点

各評価項目について、優・良・可の3段階で判定し、評価者の平均により評価点を算出する。なお、提出無や不適格は加点しない。評価点は、技術審査会において審議する。

簡易型

単位：点

評価項目		優	良	可	提出無 不適格	配点
実施 方針	業務理解度	10	6	2	0	25
	対応方針	5	3	1	0	
	実施フロー	5	3	1	0	
	工程計画	5	3	1	0	

標準型

単位：点

評価項目		優	良	可	提出無 不適格	配点
実施 方針	業務理解度	10	6	2	0	25
	実施手順	5	3	1	0	
	工程計画	5	3	1	0	
	その他	5	3	1	0	

技術提案の配点

実施方針の配点と同様に、各評価項目について、優・良・可の3段階で判定し、評価者の平均により評価点を算出する。なお、提出無や不適格は加点しない。評価点は、技術審査会において審議する。

標準型

単位：点

評価項目		優	良	可	提出無 不適格	配点
技術 提案	的確性	12.5	8	4	0	25
	実現性	12.5	8	4	0	

凡例 ◎：必須項目 ○：選択項目

(3) 評価項目配点一覧表【建築設計業務】※企業及び配置予定技術者の評価は全ての型式で共通の項目・配点である。

区分	項目	項目別配点	細目	選択区分	細目別配点 (全型式共通)	対象区分	配点		
企業の評価	(ア) 企業の資格・実績	9	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	4	国・県等の同種業務の実績(5件)	4		
			2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点	◎		国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)	2		
	(イ) 地域精度	4	1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無	○	4	その他の実績 又は 実績なし	0		
			2 千葉県内に本店あり	○		78点以上	5		
			千葉県内に支店(営業所)あり	○		76点以上78点未満	3		
	(ウ) 信頼性	0	1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為	◎	0 ~ -2	74点以上76点未満	1		
			2 過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	○		65点以上74点未満 又は 成績なし	0		
			3 過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	○		なし	0		
配置予定技術者の評価	(エ) 管理技術者	17	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者としての実績)	◎	6	国・県等の同種業務の実績	6		
			2 繼続教育(CPD)の取組状況	◎		国・県等の類似業務の実績	3		
			3 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)	◎	1.5	その他の実績 又は 実績なし	0		
			4 配置予定技術者の過去4年間の同地域での業務実績	◎		あり	1.5		
	(オ) 主任(総合)技術者	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	1	なし	0		
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任技術者としての実績)	○		78点以上	7.5		
			3 繼続教育(CPD)の取組状況	○	1.5	76点以上78点未満	5		
	(カ) 主任(構造)技術者	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	2	74点以上76点未満	2.5		
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任技術者としての実績)	○		65点以上74点未満 又は 成績なし	0		
			3 繼続教育(CPD)の取組状況	○	1.5	国・県等の実績	2		
	(キ) 主任(電気)技術者	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	1	その他の実績 又は 実績なし	0		
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任技術者としての実績)	○		あり	1.5		
			3 繼続教育(CPD)の取組状況	○	1.5	なし	0		
	(ク) 主任(機械)技術者	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	2	構造設計一級建築士	2		
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任技術者としての実績)	○		一級建築士	1		
			3 繼続教育(CPD)の取組状況	○	1.5	上記以外	0		
小計					50点				
実施方針					25点	P34.36参照			
技術提案					25点	P35.36参照			
合計(技術評価点)						標準型:100点 簡易型:75点 特別簡易型:50点			

※必須項目については、業務の特性を踏まえ求めることが不適当である場合は適用しないことができる。

(4) 評価項目及び評価基準の詳細【建築設計業務】

【企業の評価】

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

(ア) 企業の資格・実績

評価項目	評価基準										
1 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務を完了した実績により評価する。 (3) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>国・県等の同種業務の実績(5件)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	4	国・県等の同種業務の実績(5件)	2	国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)	0	その他実績又は実績なし		
配点	対象区分										
4	国・県等の同種業務の実績(5件)										
2	国・県等の同種業務の実績(1~4件)又は類似業務の実績(5件)										
0	その他実績又は実績なし										
2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点 (小数点第2位以下切捨て) (1) 千葉県所掌の建築関係建設コンサルタント業務において、過去2か年度間に完了した最終業務委託料3百万円以上の業務成績の平均点(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 (2) 業務成績の対象は、単年度業務のみだけではなく、複数年度にまたがる業務も含まれる。なお、業務成績は委託業務検査結果通知書の年月日が属する年度で集計する(発注年度ではない)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td><td>78点以上</td></tr> <tr> <td>3</td><td>76点以上 78点未満</td></tr> <tr> <td>1</td><td>74点以上 76点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 74点未満 成績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	5	78点以上	3	76点以上 78点未満	1	74点以上 76点未満	0	65点以上 74点未満 成績なし
配点	対象区分										
5	78点以上										
3	76点以上 78点未満										
1	74点以上 76点未満										
0	65点以上 74点未満 成績なし										

(イ) 地域精通度

評価項目	評価基準								
1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無 (1) 千葉県内における本店もしくは支店(営業所)の有無を評価する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>千葉県内に本店あり</td></tr> <tr> <td>2</td><td>千葉県内に支店又は営業所あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>千葉県内に支店又は営業所なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	4	千葉県内に本店あり	2	千葉県内に支店又は営業所あり	0	千葉県内に支店又は営業所なし
配点	対象区分								
4	千葉県内に本店あり								
2	千葉県内に支店又は営業所あり								
0	千葉県内に支店又は営業所なし								

(ウ) 信頼性

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準								
<p>1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為</p> <p>(1) 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。（事故によるものは除く） 文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書注意日を対象とする。（事故によるものは除く）</p> <p>(2) 千葉県所掌業務における営業停止については、指名停止に準じて評価する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>配点</td><td>〈不誠実な行為〉</td></tr> <tr> <td>-2</td><td>過去2年間に指名停止あり</td></tr> <tr> <td>-1</td><td>過去1年間に文書注意あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	〈不誠実な行為〉	-2	過去2年間に指名停止あり	-1	過去1年間に文書注意あり	0	なし
配点	〈不誠実な行為〉								
-2	過去2年間に指名停止あり								
-1	過去1年間に文書注意あり								
0	なし								

【配置予定技術者の評価】

(工) 管理技術者

評価項目	評価基準																
<p>1 過去10年間の同種又は類似業務の実績</p> <p>(1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。</p> <p>(2) 同種又は類似業務の管理技術者として従事し、完了した実績により評価する。</p> <p>(3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。</p> <p>(4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。</p> <p>(5) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者のみ評価する。</p> <p>(6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1"> <tr> <td>休業期間</td><td>評価対象期間に加える期間（切り上げ※）</td></tr> <tr> <td>1年未満</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>2年</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>3年</td></tr> </table> <p>(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。</p> <p>通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。</p> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	2年以上3年未満	3年	<table border="1"> <tr> <td>配点</td><td>対象区分</td></tr> <tr> <td>6</td><td>国・県等の同種業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>3</td><td>国・県等の類似業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	6	国・県等の同種業務の実績あり	3	国・県等の類似業務の実績あり	0	その他実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）																
1年未満	1年																
1年以上2年未満	2年																
2年以上3年未満	3年																
配点	対象区分																
6	国・県等の同種業務の実績あり																
3	国・県等の類似業務の実績あり																
0	その他実績又は実績なし																

(工) 管理技術者

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準										
2 継続教育(CPD)の取組状況 (1) 建築CPD運営会議の推奨単位の取得について評価する。 (2) 建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 (3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1.5	あり	0	なし				
配点	対象区分										
1.5	あり										
0	なし										
3 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点 (1) 千葉県所掌の業務委託の建築関係建設コンサルタント業務において、管理技術者として従事し、過去2か年度間に完了した最終業務委託料3百万円以上の業務成績の平均点(小数点第2位以下切捨)により評価する。 (2) 管理技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者のみ評価する。 (3) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td><td>78点以上</td></tr> <tr> <td>5</td><td>76点以上 78点未満</td></tr> <tr> <td>2.5</td><td>74点以上 76点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上 74点未満 成績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	7.5	78点以上	5	76点以上 78点未満	2.5	74点以上 76点未満	0	65点以上 74点未満 成績なし
配点	対象区分										
7.5	78点以上										
5	76点以上 78点未満										
2.5	74点以上 76点未満										
0	65点以上 74点未満 成績なし										
4 配置技術者の過去4年間の同地域での業務実績 (1) 過去4年間の業務実績とは、過去4か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した建築関係建設コンサルタント業務の実績とする。 (2) 同地域とは、県土整備部では原則として、土木事務所の当該管内とする。 (3) 国・県等が発注した建築関係建設コンサルタント業務で、管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者として従事した業務実績を評価する。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>国・県等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	0	その他実績又は実績なし				
配点	対象区分										
2	国・県等の実績										
0	その他実績又は実績なし										

(才)主任担当技術者(総合)

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
1 技術者資格（一級建築士等） (1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。 (2) 資格者証の写しを提出する。	配点	対象区分
	1	一級建築士
	0	なし
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務の管理技術者又は主任担当技術者として従事し、完了した実績により評価する。 (3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。 (5) 管理技術者又は主任担当技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者又は主任担当技術者のみ評価する。 (6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	配点	対象区分
	2.5	国・県等の同種業務の実績あり
	1.5	国・県等の類似業務の実績あり
	0	その他実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	
(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。		

(才)主任担当技術者(総合)

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
	配点	対象区分
3 継続教育(CPD)の取組状況 (1) 建築CPD運営会議の推奨単位の取得について評価する。 (2) 建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付) (3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。	1.5	あり
	0	なし

(力)主任担当技術者(構造)

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準																
1 技術者資格（一級建築士等） (1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。 (2) 資格者証の写しを提出する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>構造設計一級建築士</td></tr> <tr> <td>1</td><td>一級建築士</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	構造設計一級建築士	1	一級建築士	0	なし								
配点	対象区分																
2	構造設計一級建築士																
1	一級建築士																
0	なし																
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務の管理技術者又は主任担当技術者として従事し、完了した実績により評価する。 (3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。 (5) 管理技術者又は主任担当技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者又は主任担当技術者のみ評価する。 (6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>休業期間</th><th>評価対象期間に加える期間(切り上げ※)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>2年</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>3年</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。</p> <p>通常の評価対象期間(過去10年間)に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。</p> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ※)	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	2年以上3年未満	3年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5</td><td>国・県等の同種業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>1</td><td>国・県等の類似業務の実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1.5	国・県等の同種業務の実績あり	1	国・県等の類似業務の実績あり	0	その他実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間(切り上げ※)																
1年未満	1年																
1年以上2年未満	2年																
2年以上3年未満	3年																
配点	対象区分																
1.5	国・県等の同種業務の実績あり																
1	国・県等の類似業務の実績あり																
0	その他実績又は実績なし																

(力) 主任担当技術者（構造）

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
3 継続教育（CPD）の取組状況	配点	対象区分
(1) 建築CPD運営会議の推奨単位の取得について評価する。	1.5	あり
(2) 建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付)	0	なし
(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。		

(牛)主任担当技術者(電気)

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
1 技術者資格（一級建築士等） (1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。 (2) 資格者証の写しを提出する。 (3) 技術士の評価対象の部門及び科目は、建設業許可業種（電気又は電気通信）の監理技術者となり得る国家資格に準ずる。	配点	対象区分
	2	設備設計一級建築士 又は技術士
	1	一級建築士又は建築設備士
	0	なし
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務の管理技術者又は主任担当技術者として従事し、完了した実績により評価する。 (3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。 (5) 管理技術者又は主任担当技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者又は主任担当技術者のみ評価する。 (6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	配点	対象区分
	1.5	国・県等の同種業務の実績あり
	1	国・県等の類似業務の実績あり
	0	その他実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	
(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。		

(牛)主任担当技術者(電気)

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
3 継続教育(CPD)の取組状況 (1) 建築CPD運営会議又は、(公社)日本技術士会の推奨単位の取得について評価する。 (2) 建築CPD運営会議又は、(公社)日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付) (3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。	配点	対象区分
	1.5	あり
	0	なし

(ク) 主任担当技術者（機械）

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準	
1 技術者資格（一級建築士等） (1) 入札公告の前日の時点において、有効な資格を対象とする。 (2) 資格者証の写しを提出する。 (3) 技術士の評価対象の部門及び科目は建設業許可業種（管）の監理技術者となり得る国家資格に準ずる。	配点	対象区分
	2	設備設計一級建築士 又は技術士
	1	一級建築士又は建築設備士
	0	なし
2 過去10年間の同種又は類似業務の実績 (1) 過去10年間とは、過去10か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完了した業務とする。 (2) 同種又は類似業務の管理技術者又は主任担当技術者として従事し、完了した実績により評価する。 (3) 同種業務の実績のみでは、入札参加者が必要な予定者数に満たない業務の場合、類似業務を含む実績を評価対象とする。 (4) 「国・県等」とは、国等・県等をいう。 (5) 管理技術者又は主任担当技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い管理技術者又は主任担当技術者のみ評価する。 (6) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	配点	対象区分
	1.5	国・県等の同種業務の実績あり
	1	国・県等の類似業務の実績あり
	0	その他実績又は実績なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）	
1年未満	1年	
1年以上2年未満	2年	
2年以上3年未満	3年	
(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てる制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。 通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。		

(ク) 主任担当技術者（機械）

標準型・簡易型・特別簡易型 共通

評価項目	評価基準						
<p>3 継続教育（CPD）の取組状況</p> <p>(1) 建築CPD運営会議又は、(公社)日本技術士会の推奨単位の取得について評価する。</p> <p>(2) 建築CPD運営会議又は、(公社)日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 (学習履歴証には、学習履歴の内訳又は明細を添付)</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1.5	あり	0	なし
配点	対象区分						
1.5	あり						
0	なし						

《配置予定技術者における留意事項》

- 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいい、分担業務分野の分類は下表による。

分担業務分野	業務内容
(総合)：総合分野	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
(構造)：構造分野	同上「構造」
(電気)：電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
(機械)：機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

【実施方針（簡易型、標準型）】

簡易型、標準型に適用

評価項目	評価基準		
1 業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解度が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	対象区分	
2 業務の実施方針	的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	優	適切で優れる
		良	適切で良好
		可	適切で可
			提出なし、不適格
			評価項目ごとに、上表のとおり評価する。
			各項目の評価点の合計をもって、実施方針の点数とする。
			※詳細は36ページ参照

実施方針の記述内容について

- ・業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務上の配慮事項を簡潔に記述する。

各評価項目の評価「提出なし、不適格」について（簡易型・標準型の共通事項）

- ・実施方針が未提出、記載が無い場合又は業務名等の間違いは加点しない。
- ・仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。
- ・業務の目的が理解されておらず、妥当性が著しく劣る場合は加点しない。

「実施方針」を0点とする場合の基準は以下のとおりとする。（簡易型・標準型の共通事項）

- 業務名が異なる。
- A4判1枚を超える記載である。
- 記載内容が仕様と異なる（他の業務と見受けられる）。

【技術提案（標準型）】

標準型のみ適用

※着目点に制限をかけない事を基本とするが、課題を提示することも可。

評価項目	評価基準											
1 的確性	与条件との整合性が取れているか等	<table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr> <td></td><td>対象区分</td></tr> <tr> <td>優</td><td>適切で優れる</td></tr> <tr> <td>良</td><td>適切で良好</td></tr> <tr> <td>可</td><td>適切で可</td></tr> <tr> <td></td><td>提出なし、不適格</td></tr> </table>		対象区分	優	適切で優れる	良	適切で良好	可	適切で可		提出なし、不適格
	対象区分											
優	適切で優れる											
良	適切で良好											
可	適切で可											
	提出なし、不適格											
2 独創性	工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等											
3 実現性	提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等	<p>評価項目を考慮して総合的に評価する。 ※詳細は36ページ参照</p>										
各評価項目の評価「提出なし、不適格」について		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案が未提出、記載が無い場合又は業務名等の間違いは加点しない。 ・業務の的確性、独創性、実現性に著しく欠ける場合や仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 ・提案内容を裏付ける類似実績の明示にあたっては、実績が特定できるように、①PUBDIS番号、②業務件名・発注機関名・発注時期・業務内容又は③研究論文名・発表機関名・発表時期・研究内容のいずれかを記載する。なお、明示が無い場合は加点しない。 										

実施方針 及び 技術提案の配点

実施方針の配点

各評価項目について、優・良・可の3段階で判定し、評価者の平均により評価点を算出する。なお、提出無や不適格は加点しない。評価点は、技術審査会において審議する。

簡易型、標準型

単位：点

評価項目		優	良	可	提出無 不適格	配点
実施 方針	業務の理解度 及び取組意欲	10	6	2	0	25
	業務の実施方針	15	9	3	0	

技術提案の配点

的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に優・良・可の3段階で判定し、評価者の平均により評価点を算出する。なお、提出無や不適格は加点しない。評価点は、技術審査会において審議する。

標準型

単位：点

評価項目	優	良	可	提出無 不適格	配点
技術提案	25	16	8	0	25

7 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

(1) 技術審査会による審査

技術審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ア 落札者決定基準（技術提案内容、評価項目、評価基準及び得点配点等）の審査に關すること。
- イ 技術力の評価点数（技術評価点）の審査に關すること。
- ウ その他、ア 及び イの審査をするために必要な事項に關すること。

(2) 技術審査会に提出する資料

ア 落札者決定基準審査時（1回目）

- ・「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第1号様式）
- ・「評価項目選択一覧表（案）」（第2号様式）

イ 技術評価点審査時（2回目）

- ・「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第3号様式）
- ・「評価調書（案）」（第4号様式）

ウ 落札者決定基準（案）及び技術資料評価（案）に係る資料は各発注機関で作成し、技術審査会で審査する。

（注意）技術資料評価（案）作成及び技術審査会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、技術提案・実施方針の会社名・作成者名及び、評価調書（第4号様式）の会社名等が特定できないよう、匿名（A者、B者・・・）で行う。また、秘密保持のため配付資料については回収する。

(3) 技術審査会資料の提出先

県土整備部 技術管理課 技術審査班 宛 (gijutu9@mz.pref.chiba.lg.jp)

(4) 技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について（報告）」（第5号様式）により報告する。

(5) 技術資料の確認

ア 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料の記載事項の真偽を各種データ等により確認する。

確認方法：技術資料の添付資料に基づき確認する。

イ 技術資料の不備

技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点は与えない。また、技術資料を全く提出しなかった者は0点とする。

ウ 実施方針、技術提案について

- ・実施方針、技術提案に「誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載」がある場合は不適切と判断し、入札無効とする。
- ・配置予定管理技術者と配置予定担当技術者の評価項目について、同一の技術者の技術資料を提出した場合は、配置予定管理技術者の評価項目のみ評価し、配置予定担当技術者の評価項目は評価しない。（建築設計業務における前文の扱いに

については、「配置予定担当技術者」を「配置予定主任担当技術者」と読み替えて適用するものとする。また、1名の配置予定主任担当技術者につき、評価対象とするのは、総合、構造、電気、機械のうち1分担業務分野のみとし、同一の技術者を重複して申請した場合は、当該技術者に関する評価をしないものとする。)

8 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

(1) 落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取事務は事務局が実施する。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

提出書類

- ・総合評価方式に係る意見聴取について（依頼）（第6号様式）
- ・説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

- ・学識経験者（千葉県建設工事等総合評価委員）の意見聴取
(様式第11号の1)

(2) 技術資料の審査結果意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を聞く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

提出書類

- ・総合評価方式に係る意見聴取について（依頼）（第7号様式）
- ・説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

- ・学識経験者（千葉県建設工事等総合評価委員）の意見聴取
(様式第11号の2)

9 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して業務計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が技術提案等を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、履行確認を行う。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合は、速やかに技術管理課に報告する。（報告内容は、業務名、委託箇所、内容等を、gijutu9@mz.pref.chiba.lg.jp にメールしてください。）

10 情報公開について

(1) 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ公告等において明らかにする。

総合評価方式の適用業務では、公告等において以下の事項を明記する。

ア 総合評価方式の適用の旨

イ 入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 実施方針、技術提案が履行できなかった場合の措置

(2) 落札者決定後

ア 総合評価方式を適用した業務委託において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

・落札者名

・各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点

・各入札参加者の入札価格

・各入札参加者の評価値

イ 技術評価点の項目毎の得点については、評価調書（公表用）を作成し、落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかにしば電子調達システム（入札情報サービス）又は各所属のホームページに掲載することとする。

ウ 評価調書の技術評価点及び項目毎の得点の公表について

- ・低入札価格調査により無効及び失格者となった場合の点数は公表する。
- ・辞退及び未入札者の点数は公表しない。
- ・2回目以降の入札を辞退した場合は公表する。

11 その他

(1) 評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映される実施方針について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、公告文や特記仕様書に明記する。

なお、実施方針・技術提案（以下、実施方針等）の内容について、業務計画書に明記すること。（発注者が実施方針等の実施を認めない旨、打合せ記録簿で指示をした内容は除く。）技術資料の内容が受注者の責により、「実施方針等」及び「配置予定技術者の評価」のうち「配置予定技術者の本人確認」、「取得資格の確認」が履行（満足）できない場合は、業務委託成績評定点を3点減ずる。

（ただし、配置技術者の変更に際して、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。）

「実施方針等」については、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や設計条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「実施方針等」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(3) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、「千葉県建設工事等の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に準じるものとする。

(4) その他

ア 技術資料の記入については「各様式の注意書き」を確認すること。

イ 総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる見直しを図っていくこととしている。

ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、隨時変更する。

ウ 特記仕様書への記載

発注者は下記のとおり特記仕様書への記載を行うこと。

【特記仕様書 記載例】

総合評価方式評価内容の担保について

受注者は、総合評価方式で示した実施方針等の評価内容について、業務計画書へ記載することとし、実施方針等の評価内容の原則全てが記載されていない業務計画書は受理できない。また、業務計画書により発注者が履行確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できないことが認められた場合は、業務委託成績評定点を3点減ずる。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。このことについては、千葉県総合評価方式（試行）ガイドライン（建設工事に係る業務委託）（令和6年4月）による。

入札参加者の提出様式（参考）【土木設計業務】

項目別 提出様式一覧

◎：必須項目 ○：選択項目

区分	項目	項目別配点	細目	選択区分	提出様式
企業の評価	(ア) 績業の資格・実績	9	1 過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	◎	様式第 2 号_委託
			2 千葉県所掌の業務委託における過去 2 か年度間の業務成績の平均点	◎	様式第 3 号_委託
	(イ) 通度 地域精	4	1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無	○	—
	(ウ) 地域貢献度		1 災害協定の締結「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」および協定に基づく活動実績	○	様式第 4 号_委託
	(エ) 信頼性	0	1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為	◎	—
配置予定技術者の評価	(オ) 管理技術者	22.5	1 技術者資格(技術士、RCCM 等)	◎	様式第 5 号_委託 様式第 8 号_委託*
			2 過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	◎	
			3 継続教育(CPD)の取組状況	◎	
			4 千葉県所掌の業務委託における過去 2 か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)	◎	
			5 手持ち業務量の状況	◎	
			6 配置予定技術者の過去 4 年間の同地域での業務実績	◎	
	(カ) 照査技術者	7.5	1 技術者資格(技術士、RCCM 等)	○	様式第 6 号_委託 様式第 8 号_委託*
			2 過去 10 年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者としての実績)	○	
			3 継続教育(CPD)の取組状況	○	
			4 千葉県所掌の業務委託における過去 2 か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての成績の平均点)	○	
	(キ) 技術者担当	3	1 過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	○	様式第 7 号_委託 様式第 8 号_委託*
実施方針(対象:簡易型又は標準型)					様式第 9 号_委託*
技術提案(対象:標準型)					様式第 10 号_委託*

■「様式第 1 号_委託(評価点算定資料一覧表)」も提出すること

入札参加者の提出様式（参考）【建築設計業務】

項目別 提出様式一覧

◎：必須項目 ○：選択項目

区分	項目		項目別配点	細目	選択区分	提出様式				
企業の評価	(ア)	実績 企業の資格	9	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	様式第2号_委託【建築】				
				2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点	◎	様式第3号_委託				
	(イ)	通度 地域精	4	1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無	○	—				
	(ウ)	信頼性	0	1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為	◎	—				
	(エ)	管理技術者	17	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	様式第5号_委託【建築】 様式第8号_委託*				
				2 繼続教育(CPD)の取組状況	◎					
				3 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)	◎					
				4 配置予定技術者の過去4年間の同地域での業務実績	◎					
	(オ)	主任担当技術者 （総合）	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	様式第6号_委託【建築】 様式第8号_委託*				
				2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任担当技術者としての実績)	○					
				3 繼続教育(CPD)の取組状況	○					
	(カ)	主任担当技術者 （構造）	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	様式第6号_委託【建築】 様式第8号_委託*				
				2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任担当技術者としての実績)	○					
				3 繼続教育(CPD)の取組状況	○					
	(キ)	主任担当技術者 （電気）	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	様式第6号_委託【建築】 様式第8号_委託*				
				2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任担当技術者としての実績)	○					
				3 繼続教育(CPD)の取組状況	○					
	(ク)	主任担当技術者 （機械）	5	1 技術者資格(一級建築士等)	○	様式第6号_委託【建築】 様式第8号_委託*				
				2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者又は主任担当技術者としての実績)	○					
				3 繼続教育(CPD)の取組状況	○					
実施方針(対象:簡易型又は標準型)					様式第9号_委託*【建築】					
技術提案(対象:標準型)					様式第10号_委託*【建築】					

■「様式第1号_委託【建築】(評価点算定資料一覧表)」も提出すること

評価値の算出例（参考）

※技術評価点(2) 得点合計はP.44参照

①特別簡易型（算出例1）

（価格評価点：技術評価点 = 1 : 1 の場合）

入札参加者：3者

予定価格（税抜き）：1,000万円 技術評価点の配点合計：42点

価格評価点配分点：50点 技術評価配分点：50点

入札参加者	価格評価点(1)		技術評価点(2)		評価値 (1)+(2)
	入札価格(円)	得点合計(点)			
A者	9,000,000	5.000点	36.5	43.452点	48.452点
B者	8,000,000	10.000点	28.0	33.333点	43.333点
C者	7,000,000	15.000点	21.0	25.000点	40.000点

※価格評価点及び
技術評価点は
小数点第3位まで算出
(第4位以下切捨)

A者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 9,000,000 / 10,000,000) = 5.000 \cdots \approx 5.000 \\ \text{技術評価点} &= 50 \times (36.5 / 42) = 43.4523 \cdots \approx 43.452 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 5.000 + 43.452 = 48.452 \end{aligned}$$

B者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 8,000,000 / 10,000,000) = 10.000 \cdots \approx 10.000 \\ \text{技術評価点} &= 50 \times (28.0 / 42) = 33.3333 \cdots \approx 33.333 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 10.000 + 33.333 = 43.333 \end{aligned}$$

C者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 7,000,000 / 10,000,000) = 15.000 \cdots \approx 15.000 \\ \text{技術評価点} &= 50 \times (21.0 / 42) = 25.000 \cdots \approx 25.000 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 15.000 + 25.000 = 40.000 \end{aligned}$$

「A者の評価値=48.452」>「B者の評価値=43.333」>「C者の評価値=40.000」となり、A者が落札候補者となる。

②標準型（算出例2）

（価格評価点：技術評価点 = 1 : 2 の場合）

入札参加者：3者

予定価格（税抜き）：1,000万円 技術評価点の配点合計：100点

価格評価点配分点：50点 技術評価配分点：100点

入札参加者	価格評価点(1)		技術評価点(2)				評価値 (1)+(2)
	入札価格(円)		客観項目	実施方針	技術提案	得点合計 (点)	
A者	9,000,000	5.000点	44.5	9.0	12.5	66.0	66.000点
B者	8,000,000	10.000点	36.0	25.0	8.0	69.0	69.000点
C者	7,000,000	15.000点	29.0	19.0	16.5	64.5	64.500点

※価格評価点及び
技術評価点は
小数点第3位まで算出
(第4位以下切捨)

A者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 9,000,000 / 10,000,000) = 5.000 \cdots \approx 5.000 \\ \text{技術評価点} &= 100 \times (66.0 / 100) = 66.000 \cdots \approx 66.000 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 5.000 + 66.000 = 71.000 \end{aligned}$$

B者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 8,000,000 / 10,000,000) = 10.000 \cdots \approx 10.000 \\ \text{技術評価点} &= 100 \times (69.0 / 100) = 69.000 \cdots \approx 69.000 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 10.000 + 69.000 = 79.000 \end{aligned}$$

C者

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 50 \times (1 - 7,000,000 / 10,000,000) = 15.000 \cdots \approx 15.000 \\ \text{技術評価点} &= 100 \times (64.5 / 100) = 64.500 \cdots \approx 64.500 \\ \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = 15.000 + 64.500 = 79.500 \end{aligned}$$

「A者の評価値=72.000」<「B者の評価値=79.000」<「C者の評価値=79.500」となり、C者が落札候補者となる。

【別添】評価値の算出例（参考）

客観項目【①特別簡易型（算出例1）及び②標準型（算出例2）】

単位：点

区分	項目	項目別配点	細目	配点	①特別簡易型（算出例1）			②標準型（算出例2）		
					A者	B者	C者	A者	B者	C者
企業の評価	(ア) 実績・の実績	9	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	4	4	2	4	4	2	4
			2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点	5	5	3	1	5	3	1
	(イ) 地域度精	4	1 営業拠点(本店等)の県内における所在地の有無	4	選択しない			4	4	4
	(ウ) 地域度貢	4	1 災害協定の締結「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」および協定に基づく活動実績	4	選択しない			4	4	4
配置予定技術者の評価	(オ) 管理技術者	22.5	1 技術者資格(技術士、RCCM等)	4	4	4	4	4	4	4
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績	6	6	6	3	6	6	3
			3 継続教育(CPD)の取組状況	1	1	0	0	1	0	0
			4 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての実績)	7.5	7.5	5	2.5	7.5	5	2.5
			5 手持ち業務量の状況	2	2	2	2	2	2	2
			6 配置予定技術者の過去4年間の同地域での業務実績	2	2	0	0	2	0	0
	(カ) 照査技術者	7.5	1 技術者資格(技術士、RCCM等)	2	1	2	0	1	2	0
			2 過去10年間の同種又は類似業務の実績(管理技術者としての実績)	2	1	0	2	1	0	2
			3 継続教育(CPD)の取組状況	1	0	0	1	0	0	1
			4 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点(管理技術者としての成績の平均点)	2.5	0	2.5	1.5	0	2.5	1.5
	(キ) 技術担当者	3	1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	3	3	1.5	0	3	1.5	0
計(客観項目) 【①特別簡易型（算出例1）:42点満点】 【②標準型（算出例2）:50点満点】					36.5	28	21	44.5	36	29
計(実施方針) 【25点満点】								9	25	19
計(技術提案) 【25点満点】								12.5	8	16.5
得点合計(技術評価点) 【①特別簡易型（算出例1）:42点満点】 【②標準型（算出例2）:100点満点】					36.5	28	21	66	69	64.5

実施方針・技術提案【②標準型（算出例2）】

単位：点

評価項目		A者	B者	C者	配点
実施方針	業務理解度	6	10	10	25
	実施手順	1	5	3	
	工程計画	1	5	3	
	その他	1	5	3	
	計	9	25	19	

評価項目		A者	B者	C者	配点
技術提案	的確性	12.5	4	4	25
	実現性	0	4	12.5	
	計	12.5	8	16.5	

<問合せ先>

県土整備部技術管理課技術審査班

TEL 043-223-3441

(建築設計業務に関すること)

県土整備部営繕課企画調整班

TEL 043-223-3203